

日薬発第143号  
令和元年8月27日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会  
会長 山本信夫

### キャッシュレスの推進施策について

平素より本会会務にご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国におけるキャッシュレスの推進施策について、これまで、本会総会、都道府県会長協議会等の場で、関連して質問が寄せられ、情報提供方ご依頼がございました。

我が国におけるキャッシュレス決済は、決済額及び民間最終消費比率は2割程度と海外諸国（中国、韓国は5割強、米国は4割）と比べまだ低く（内閣府「2015年国民経済計算年報」より）、更なる拡大が期待され、国は「日本再興戦略」をはじめ、様々な場でキャッシュレス化に向けた方策が提言され、推進されております。

こうしたことから、本年10月1日の消費税率引き上げに伴い、本年10月から来年6月までの9か月間、中小・小規模事業者（加盟店）によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施されます。事業は、①消費者向け、②決済事業者向け、③加盟店向けの3種類に分けられ、実施に当たっては国の補助金があります。

対象となる加盟店（薬局）は、「中小企業法で定められる中小企業が運営する店舗であること」「制度参加に関して、応募・承認されることが必要であること」「一部、除外される業種があること」とされ、除外される具体例として一部の消費税非課税取引が太宗を占めると考えられるもの（医療・福祉・学校）等が該当します。

この「医療」には、健康保険法、国民健康保険法等の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険薬局が含まれますが、いわゆる自由診療や、保険薬局におけるOTC医薬品や日用品等の消費税課税取引は補助対象となり、今回の補助事業に申し込むことができます。

ここで、新規にクレジット取引を希望する薬局につきましては、決済事業者（クレジット会社）と契約を結び、「キャッシュレス・消費者還元事業」への参加を希望してください。

なお、本事業は参加店舗の加盟店手数料率が3.25%以下であることが条件となっております。決済端末導入費用の内、2/3は補助金、1/3は決済事業者が負担しますので、薬局側の負担はございません。

但し、本事業の補助を受けられるのは、前述のとおり OTC 医薬品や日用品等であり、保険調剤の一部負担金とは厳格に区別する必要があります。

既にクレジット決済を行っている薬局につきましても、希望により「キャッシュレス・消費者還元事業」に参加することができます。ただし補助対象となるのは、OTC 医薬品や日用品等であり、保険調剤の一部負担金は補助対象外となります。

「キャッシュレス・消費者還元事業」に参加する加盟店（薬局）は、その時点で決済事業者への手数料率が 3.25%以下である必要があります。本事業が終了した来年（2020年）7月以降の手数料率については、それぞれの決済事業者とご相談ください。

なお、今年、産官学が連携し、早期のキャッシュレス社会を実現することを目的としたキャッシュレス推進協議会が立ち上がりました。この中には「医療機関におけるキャッシュレス推進プロジェクト」があり、本会担当役員が参加し、協議を進めております。

なお、クレジット決済の取り扱い、また「キャッシュレス・消費者還元事業」の問い合わせにつきましては、ご契約の決済事業者に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上、業務ご繁多な中、誠に恐れ入りますが、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。